

建設業法の構成、変遷等

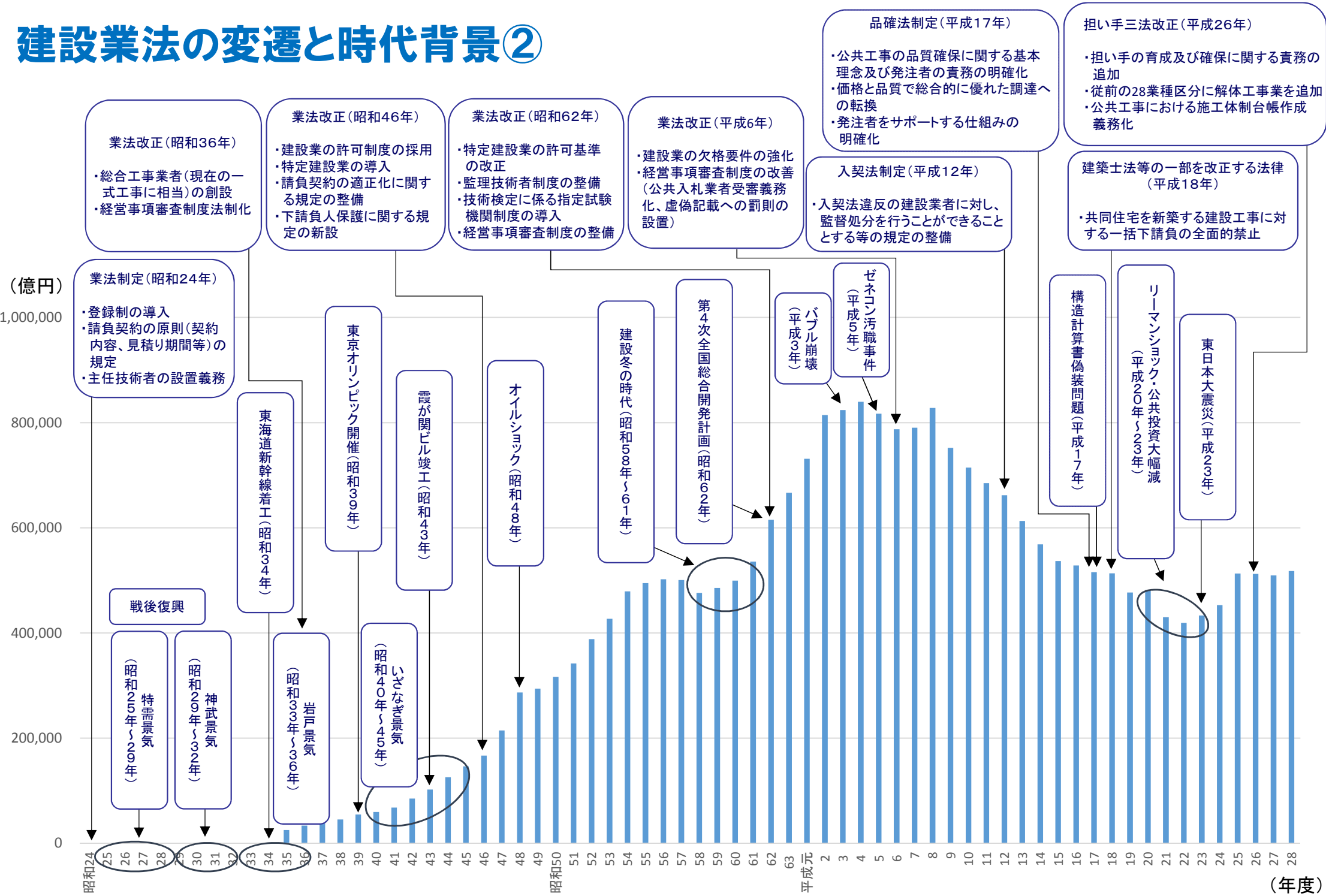
第1章 総則(1・2)
第2章 建設業の許可 第1節 通則(3・4) 第2節 一般建設業の許可(5~14) 第3節 特定建設業の許可(15~17)
第3章 建設工事の請負契約 第1節 通則(18~24) 第2節 元請負人の義務(24の2~24の7)
第3章の2 建設工事の請負契約に関する 紛争の処理(25~25の26)

第4章 施工技術の確保(25の27~27の22)
第4章の2 建設業者の経営に関する事項の 審査(27の23~27の36)
第4章の3 建設業者団体(27の37~27の39)
第5章 監督(28~32)
第6章 中央建設業審議会及び都道府県 建設業審議会(33~39の3)
第7章 雑則(39の4~44の5)
第8章 罰則(45~55)

建設業法等の変遷と時代背景①

主要な制定・改正	主要な制定・改正事項	建設業界の状況	時代背景
「建設業法」(昭和24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制の導入 ・請負契約の原則(契約内容、見積り期間等)の規定 ・主任技術者の設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者が急増、過当競争によるダンピング受注や不適正施工 ・代金支払いが適切になされない等請負契約の片務性が問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後復興
「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に前払金支払制度を導入 		<ul style="list-style-type: none"> ・特需景気(昭和25年～29年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和28年)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者の登録要件の強化(各営業所への担当者の設置) ・一括下請負の禁止の強化(無許可業者への一括下請も禁止に) 		
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和31年)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事紛争審査会を設置し、紛争処理の手続等を整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長、公共投資の著しい伸びのはじまり(昭和30年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和35年)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工技術向上のため技術検定制度を創設 		<ul style="list-style-type: none"> ・東海道新幹線着工、首都高速道路基本計画指示(昭和34年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和36年)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合工事業者(現在の一式工事に相当)の創設 ・経営事項審査制度の法制化 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設投資が増大し、建設業の社会的役割が一層重要に ・施工能力、資力、信用に問題のある不良不適格業者の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック(昭和39年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和46年)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制から許可制へ移行 ・請負契約の適正化に関する規定の整備(不当な請負契約の禁止) ・下請保護に関する規定の新設(下請代金の支払等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗雑粗漏工事や各種災害の発生 ・建設業者の資質を向上して適正施工を確保する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・いざなぎ景気(昭和40年～45年) ・震が関ビル竣工(昭和43年)
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定建設業を設定し、技術者を国家資格に限定 ・技術検定に係る指定試験機関制度の導入 ・経営事項審査制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設投資の不振・需要の低迷の中で競争が激化、経営環境が悪化し倒産が多発 ・施工能力、資力、信用などに問題のある不良業者の不当参入 	<ul style="list-style-type: none"> ・オイルショック(昭和48年)
「建設業法の一部を改正する法律」(平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の欠格要件の強化(禁固以上の刑に処せられた者に拡大等) ・経営事項審査制度の改善(公共工事入札に係る業者への受審義務化、虚偽記載への罰則の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事をめぐり一連の不祥事が発生し、公共工事に対する国民の信頼を回復する必要 ・公共工事がWTO協定の対象に 	<ul style="list-style-type: none"> ・バブル崩壊(平成3年) ・ゼネコン汚職事件(平成5年)
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札契約に係る情報の公表や施工体制の適正化 ・発注見通しを公表し建設業者の健全な発達を図る 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政再建のため公共投資減(平成13年～18年) ・構造計算書偽装問題(平成17年)
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の品質確保に関する基本理念、発注者責務の明確化 ・価格と品質で総合的に優れた調達への転換 ・発注者をサポートする仕組みの明確化 		
「建築士法等の一部を改正する法律」(平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅を新築する建設工事について一括下請負を全面的禁止 		<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック(平成20年) ・公共投資大幅減(平成21年～23年)
「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成及び確保に関する責務の追加 ・業種区分に解体工事業を追加 ・公共工事における施工体制台帳の作成の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生 ・離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の担い手不足が懸念 ・維持更新時代の到来に伴い、解体工事等の施工実態に変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災(平成23年)

建設業法の変遷と時代背景②



出所:国土交通省「建設投資見通し」より作成 ※昭和35年度より公表

建設業法等の制定時・主な改正時の提案理由①

昭和24年 建設業法 制定時 提案理由

・建設事業は、公共の福祉に至大の関連のある産業でありますと共に、殊に現下におきましては、国民経済の再建に重要な責務を有しております関係上、国、公共団体の工事予算或いは民間の工事業も膨大な金額を示しております。(中略)これを施工する業者の資質は、誠に重要なものと申すことが出来るのであります。しかるに、終戦後における建設業者の乱立と、近時における経済事情の逼迫に伴う経営難、資金難等により、現在建設業界には幾多の弊害を生じておりますと共に、現行の請負契約には種々不合理な点が存じ、工事の適正な施工を阻害している状況であります。これらの現状を放任いたしますときは、建設事業の適正な実施及びこれが強力な推進は到底望みがたいものと思料されますので、(中略)建設業法案を提案致しまして、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達に資し、公共の福祉に寄与せんとするものであります。

昭和46年 建設業法 改正時 提案理由

・近年における我が国の経済の発展と国民生活の向上に伴い、建設投資は国民総生産の約2割に達し、これを担当する建設業界も、登録者数約14万、従業者数約350万人を数えるに至り、今や建設業はわが国における重要産業の一つに成長しました。(中略)しかるに建設業界の現状を見えると、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出して、粗雑粗漏工事、各種の労働災害、公衆災害等を発生させるとともに、公正な競争が阻害され、業社の倒産の著しい増加を招いております。(中略)いかにして経営を近代化し、施工の合理化を達成するかは今日の建設業界が緊急に解決しなければならない幾多の問題を抱えております。このような問題に対処するため、(中略)本法律案を提案するに至ったものであります。

昭和62年 建設業法 改正時 提案理由

・近年の建設業は、需要が低迷する中で競争が激化し、また、施工能力、資力信用に問題のある建設業者が不当に参入するなど早急に解決しなければならない問題を抱えております。(中略)建設業の健全な発達を促進するため、本法律案を提案するに至ったものであります。

建設業法等の制定時・主な改正時の提案理由②

平成6年 建設業法 改正時 提案理由

・二十一世紀を目前に控え、住宅・社会資本の整備に対する国民のニーズは多様化、高度化しており、その担い手である建設業者の責務はますます重大になっております。一方、今般の公共工事をめぐる一連の不祥事を契機として、公共工事の入札・契約制度の改革が進められているところであります。(中略)この法律案は、このような状況にかんがみ、(中略)所要の措置を講じようとするものであります。

平成12年 入契法 制定時 提案理由

・公共工事の入札及び契約については、近年、受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が多数発生しており、その結果、我が国の公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐ(中略)ところであります。公共工事は、国民の税金を原資として、経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることから、受注者の選定等に関していやしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、そして、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められております。この法律案は、(中略)公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ろうとするものであります。

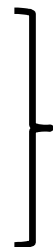
平成26年 建設業法 ・入契法 改正時 提案理由

・建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しております。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、いわゆるダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の就労環境の悪化といった構造的な問題が発生しております。(中略)中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されるところす。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっております。このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

<現行>

○ この法律は、

- ・建設業を営む者の資質の向上、
 - ・建設工事の請負契約の適正化
- 等を図ることによつて、



手段

①建設工事の適正な施工を確保し、

目的①

②発注者を保護する

目的②

③とともに、建設業の健全な発達を促進し、

目的③

④もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

目的④
(究極の目的)

※発注者には、公共、大手企業、個人も等しく含まれる

※施設利用者、住民など広く消費者全般も含まれる

○昭和24年～昭和46年の目的規定

・この法律は、

建設業を営む者の登録の実施、

建設工事の請負契約の適正、

技術者の設置

等により、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的とする。

【当時の章立ての構成】

第1章 総則(1～3)

第2章 登録(4～17)

第3章 建設工事の請負契約(18～25)

第4章 主任技術者の設置(26・27)

第5章 監督(28～32)

第6章 建設業審議会(33～39)

第7章 雑則(40～44)

第8章 罰則(45～49)

○昭和46年以降の目的規定

※下線部は主な改正箇所

・この法律は、

建設業を営む者の資質の向上、

建設工事の請負契約の適正化

等を図ることによつて、

建設工事の適正な施工を確保し、

発注者を保護する

とともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○当時は、施工能力や資力、信用に問題のある建設業者により、粗雑粗漏工事や各種の労働災害、公衆災害等が発生するとともに、公正な競争が阻害され、業者が倒産していた状況を踏まえ、許可制を導入し、建設業を営む者の資質の向上を図ったもの。

○許可制が導入され資質の向上が図られることにより、反射的な効果として、発注者の保護が達成される。

※なお、許可要件の一として設けられた「財産的基礎」は、最小限度の資金調達能力すらない業者が営業することによる発注者への損害の防止という直接的な効果がある。

※発注者の先にある消費者、エンドユーザーは保護対象となっていない可能性(集合住宅の一括下請負全面禁止規定を除く)

(注)昭和24年制定当時の提案理由：(前略)建設業界の現状を見えると、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出して、粗雑粗漏工事、各種の労働災害、公衆災害等が発生させるとともに、公正な競争が阻害され、業社の倒産の著しい増加を招いております。(中略)いかにして経営を近代化し、施工の合理化を達成するかは今日の建設業界が緊急に解決しなければならない幾多の問題を抱えております。このような問題に対処するため、(中略)本法律案を提案するに至ったものであります。

これまで	これから検討する際の視点
<p>○全体的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工能力、資力、信用力に問題のある事業者が容易に参入していたことを背景に、不良不適格業者を排除する観点から、一定の要件を満たした事業者だけが建設業を営むことができる仕組み。 ・契約の片務性を解消するため、契約に着目し、民法上の請負契約に基づく注文者と受注者の関係を前提としつつ、契約自由の原則に一定の上乗せ規制(書面交付義務等)を課している。 ・許可を受けた建設業者間での自由な競争が前提(結果として、賃金や安全衛生、労働時間等にしわ寄せが行くケースも)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力人口が減少し、担い手確保が建設業の重要課題になる中で、建設業従事者の働き方を意識した制度設計 ・生産性の向上を意識した制度設計 ・建設業への参入の状況が変化し、地域によっては建設業の供給力が不足する場合が生じうることへの対応 ・請負契約に限られない契約形態の規律 ・消費者(エンドユーザー)への保護を意識した制度設計 ・一定の競争性は確保しつつも競争に付すべきでない要因を加味した制度設計
<p>○業種や業態の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種区分を設けて、区分に応じて求められる技術的要件を定めている一方、それ以外の許可要件は共通しており、また請負に関する規定には業種や業態の違い(土木と建築の違いなど)に応じた差を設けていない。 ・公共工事については、その公共性から特別の規定や特別法が存在。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木と建築の違いなど業態の違いに応じたきめの細やかなルール設定 ・民間工事における規律
<p>○契約の履行や施工の適正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の履行については、契約当事者である建設業者の民法上の責任関係に委ねることが前提。 ・現場に適正な技術者を配置することにより、施工の適正さを確保するという前提に立ち、技術者の資格や配置要件を規定。 ・技能労働者については位置づけなし。 ・建設業法の遵守は監督処分により担保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度で複雑な工事や外注比率の高い工事がある一方で、単なる組み立て作業となる工事もあるなど建設工事の多様化への対応 ・建設工事におけるICT化の進展に対応した施工管理 ・フロントローディング、BIM、CIMなどが広がる中、発注者、設計者、施工者の責任関係 ・施工に関する事業者の責任と技術者の責任 ・技能労働者のキャリアパスも意識した制度的な位置づけ ・建設業者のコンプライアンスの取り組みの推進

これまで	これから検討する際の視点
<p>○発注者の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者の能力の差は考慮せず、事業として発注を行う発注者と発注経験の少ない発注者(個人等)も同様に保護される立場という前提。 ・公共発注者は建設業の適正化と健全な発達のために必要なプレーヤーという位置づけであり、管理や検査を実施 ・発注者が優越的地位を濫用しているとされる場合は独禁法の対象に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の能力差、多様性への対応 ・体制の弱い発注者への対応 ・担い手の確保や働き方、下請取引の適正化などの政策的要請について発注者にも果たしてもらうべき役割 ・受発注者間の請負契約の適正化に向けて十分に機能する仕組み ・建築生産における発注者の役割を意識した制度設計
<p>○規定の射程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事をめぐる直接的な法律関係である請負契約を規定の対象としており、請負契約以外の契約、発注者と受注者以外のプレーヤーは規定の射程外。 ・一定規模以下の工事については、多くの規定が適用外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に関わる請負契約以外の契約形態(CMなど)の位置づけ ・プレキャスト化など施工形態の変化(建設業者間にとどまらない、請負だけでは律しきれない取引の多様化)への対応 ・発注者、受注者以外のプレーヤーの位置づけ ・エンドユーザーの位置づけ ・小規模な工事の実態を踏まえた対応